

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○福島県と市町村及び一部事務組合等との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を改正する件	一九	○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	一九
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	一九	○福島県土地利用基本計画を変更した件	一九
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	一九	○一般競争入札を行う件	一九
○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件	一九	○平成二十一年度福島県献血推進計画を定めた件	一九
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	一九	○主要農作物奨励品種として採用及び廃止を決定した件	二〇
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	一九	○福島県公安委員会	二〇
○県営土地改良事業計画を定めた件	一九	○道路交通法により指定講習機関として指定した件の一部を改正する件	二〇
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	一九	○道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正する件	二〇
○道路の区域を変更する件二件	一九	正 誤	二〇
○道路の供用を開始する件	一九	○平成十九年三月二十七日付け定例第千八百六十一号中	二〇

告 示

福島県告示第二百九号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四の規定により定めた福島県と市町村

及び一部事務組合等との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(昭和三十五年福島県告示第五百九十号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。
平成二十一年三月二十七日
福島県知事 佐藤 雄平

別表中「川俣方部衛生処理組合、公立岩瀬病院組合」を「川俣方部衛生処理組合」に改める。
(市町村行政課)

福島県告示第二百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十一年三月二十七日

名 称	所 在 地	福島県知事 佐藤 雄平
さくらクリニック	二本松市藤之前五三	指定年月日 平成二十一年三月一日
さくま内科クリニック	福島市山下町四一一	同 二月二日
村島歯科医院	福島市御山字中屋敷四一一四	同
白澤歯科クリニック	本宮市本宮字万世一六四一一	同
そうごう薬局旭町店	南相馬市原町区旭町三二二四	同 年二
アイランド薬局弥次郎店	白河市豊地弥次郎三四一一	同 月一日
アイランド薬局山下店	福島市山下町四一七	同 月二日
高越薬局	二本松市藤之前三三一	同
ポプラ薬局	二本松市根崎一四四一一	同 年同 月七日 (社会福祉課)

福島県告示第二百十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称 所 在 地 廃止年月日
 藤田薬局 東白川郡塙町塙字栄町三九 平成二十一年一月八日
 そうごう薬局旭町店 南相馬市原町区旭町三―二三 同 年同月三十一日
 (社会福祉課)

福島県告示第二百十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
 平成二十一年三月二十七日

氏名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
羽根田伸予	相馬市小泉字高池七	すこやか治療院	相馬市小泉字高池七一	平成二十一年三月二日
	一九一八		九一八	

福島県知事 佐藤雄平
 (社会福祉課)

福島県告示第二百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十一年三月二十七日から同年七月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称)カワチ薬品信夫ヶ丘店 福島市高野河原下十六番二

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 株式会社カワチ薬品
 住所 栃木県小山市卒鳥千二百九十三番地
 代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二

2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 名称 株式会社カワチ薬品
 住所 栃木県小山市卒鳥千二百九十三番地

代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二
 三 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十一年十一月十四日
 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二千七十四平方メートル
 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 駐車場の位置及び収容台数
 - 位置 別紙図面のとおり
 - 収容台数 八十四台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
 - 位置 別紙図面のとおり
 - 収容台数 六十台
 - 荷さばき施設的位置及び面積
 - 位置 別紙図面のとおり
 - 面積 三十五平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
 - 位置 別紙図面のとおり
 - 容量 二十八立方メートル
 - 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 開店時刻 午前九時
 - 閉店時刻 午後九時四十五分
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三十分から午後十時まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - 数 三か所
 - 位置 別紙図面のとおり
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後十時まで
 - 届出年月日
 平成二十一年三月十三日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
 (商業まちづくり課)

福島県告示第二百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年三月二十七日から同年四月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部

商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 南相馬ショッピングセンター 南相馬市原町区大木戸字金場七十七番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、柳津北部地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十一年三月三十日から
同 年四月二十日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
河沼郡柳津町役場

(農村計画課)

福島県告示第二百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
郡山市逢瀬町多田野字石坂三九
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(治山対策課)

福島県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所まで平成二十一年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道一四号	伊達郡川俣町大字鶴沢 字学校前二番地先から 同 郡同 町大字小綱 木字松ノ口三八番一地 先まで	変更前 変更後	B 八・五 D 八〇・〇 七・四 一〇・五	四、一〇〇・〇 一、〇〇六・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所まで平成二十一年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道一四号	伊達郡川俣町大字鶴沢 字学校前二番地先から 同 郡同 町大字小綱 木字松ノ口三八番一地 先まで	変更前 変更後	B 八・五 D 一一五・五 七・四 一〇・五	四、一〇〇・〇 一、〇〇六・〇

伊達郡川俣町字川原田 一〇番三地先から 同 郡同 町大字小綱 木字松ノ口三八番一 地先まで	変更後	B 八・五 一・五・五	四、一〇〇・〇
---	-----	-------------------	---------

(道路計画課)

福島県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県土木建設事務所で平成二十一年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一一四号	伊達郡川俣町字小作二番一 地先から 同 郡同 町大字小綱木字松ノ口三八番一 地先まで	平成二十二年三月 二九日

(道路計画課)

福島県告示第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 桑折町
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業（桑折町公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和六十三年九月二十七日
- 四 事業施行期間 昭和六十三年九月二十七日から平成二十四年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画法事業の事業計画の変更を認可した件（平成十五年福

公 告

公告第四百四十八号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第二項の規定により、福島県土地利用基本計画を平成二十一年三月十六日次のとおり変更した。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

次の市町の区域における森林地域を縮小したこと。

白河市、須賀川市、二本松市、大沼郡会津美里町、双葉郡楡葉町及び同郡大熊町

（この福島県土地利用基本計画の変更に係る図書は、福島県企画調整部企画調整総室土地・水調整課及び福島県地方振興局に備え置いて縦覧に供する。）

（土地・水調整課）

公告第四百四十九号

小荷物及びメール便運送業務の役務の提供について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 入札に付する事項
 - 1 件名及び予定数量 小荷物及びメール便運送業務
- (一) 小荷物
 - ア 県内あて 三、〇七〇個
 - イ 北海道あて 五個
 - ウ 東北地方あて（県内あてを除く。） 五〇個
 - エ 関東地方あて 一三五個
 - オ 中部地方あて 一〇個

使用の部分 なし

(下水道課)

島県告示第七十四号)の事業地に伊達郡桑折町大字谷地字石塚及び字塚下の各全部の区域を加える。

同事業地に伊達郡桑折町大字谷地字南、字追分、字形土、字上割付、字道合、字下割付、字添、字道窪及び字久仁内並びに大字南半田字行人段の各一部の区域を加える。

同事業地のうち伊達郡桑折町大字谷地字道下及び大字南半田字六角の各一部の区域を変更する。

カ 近畿地方あて
 キ 中国地方、四国地方及び九州地方あて
 五個

(二) メール便
 二六、八三〇個

- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 契約期間 平成二十一年五月一日から平成二十二年三月三十一日まで
- 4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七号の四第一項の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 3 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- 4 過去二年間において国又は地方公共団体の委託を受けて小荷物及びメール便の運送業務の役務を提供した実績を有する者であること。
- 5 県内に事業所を有し、かつ、当該契約に係る役務の提供に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認
 この入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3から5までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成二十一年四月十日（金）午後五時三十分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
 福島県生活環境部生活環境総室生活環境総務課
 電話番号〇二四一五二一七一五六

四 契約条項を示す場所等
 1 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

- 2 入札及び開札の日時及び場所 平成二十一年四月二十日（月）午後二時 福島県庁西庁舎八階八〇一会議室（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 3 その他

(一) 郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙二十枚が入る程度の大きさで、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、三に掲げる場所まで請求すること。
 (二) 郵便による入札は、認めない。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、一の1の(一)及び(二)に掲げる項目ごとの入札単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額の合計額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、一の1の(一)及び(二)に掲げる項目ごとの契約単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額の合計額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札者に要求される事項

六 開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 入札書には、一の1の(一)及び(二)に掲げる項目ごとの入札単価を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、一の1の(一)及び(二)に掲げる項目ごとの入札単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額の合計額について最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(生活環境総務課)

公告第百五十号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十条第四項の規定により、平成二十一年度福島県献血推進計画を次のとおり定めた。
 平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

平成21年度福島県献血推進計画

はじめに

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第9条に規定する基本方針及び同法第10条第1項に規定する献血推進計画に基づき、同法第10条第4項の規定により福島県が定める平成21年度の献血の推進に関する計画であ

る。

第1 平成21年度に献血により確保すべき血液の目標量及び目標人数

1 献血により確保すべき血液の目標量

(1) 平成21年度の輸血用血液製剤は赤血球製剤111,000単位、血漿製剤49,000単位、血小板製剤112,000単位が必要と見込まれる。

また、原料血漿は16,000リットルの確保が国から割り当てられている。

(2) 県内で必要とする血液を県民の献血により確保するとともに、割り当てられた原料血漿を確保するため、平成21年度に献血により確保すべき血液の目標量を、200ml献血が2,160リットル、400ml献血が21,120リットル、血漿成分献血が4,437リットル、血小板成分献血が4,320リットルの計32,037リットルとする。

2 献血目標人数等

上記目標量を確保するための献血者確保目標人数を84,100人とし、その内訳は、200ml献血者数10,800人、400ml献血者数52,800人、血漿成分献血者数9,700人、血小板成分献血者数10,800人とする。

3 市町村と福島県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）の配分方法

全血献血等については、県内の各市町村を巡回する血液センターの移動採血車による確保が主体となるため、上記目標人数を次のとおり市町村と血液センターに配分する。

(1) 全血献血者数（200ml、400ml）

全血献血については、移動採血車による採血が主力であり、また、移動採血車による献血は事業所等の受け入れ時間の短縮を考えると、採血時間の短い全血献血がより効率的である。したがって、血液センター（固定施設）についてはRNAライナス型の対応や緊急時の対応を主に考えることとし、平成20年度上半期の実績を考慮して市町村と血液センターの配分比率を9：1とする。

(2) 成分献血者数

成分献血（血漿成分献血及び血小板成分献血）については、各血液センター及び献血ルームなどの固定施設で採血を行うこととする。

献血目標人数

（単位：人）

区 分	献血者数	内 訳			
		200ml献血	400ml献血	血漿成分献血	血小板成分献血
血液センター	26,860	1,080	5,280	9,700	10,800
移動採血車 （市町村）	57,240	9,720	47,520	0	0
計	84,100	10,800	52,800	9,700	10,800

前年度目標	83,500	12,500	51,100	8,700	11,200
増 減	600	-1,700	1,700	1,000	-400

4 各市町村への配分

上記のとおり市町村に配分した目標人数は、献血種別ごとに、平成20年10月1日現在における15歳から64歳の現住人口に応じて配分し、各市町村に對しての割り振りは別に定める。

5 移動採血車運行計画の策定等

県及び市町村は、血液センターと十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力する。

6 献血目標人数の確保

県、市町村及び血液センターは、200ml献血から400ml献血へ移行している現状を踏まえ、設定された種別ごとの目標人数の確保に努める。

第2 前節の目標数を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血に関する普及啓発活動の実施

(1) 県及び市町村は血液センターの協力を得て、広く国民各層に治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、県民に對し、普及及び啓発を行う。

(2) 県及び市町村は、血液センターの協力を得て、より多くの県民が献血に参加できるように、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発、献血組織の育成及び献血の受入れの円滑な実施等を行い、献血への関心を高める。

(3) 血液センターは、県及び市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮し、継続して献血に協力できる環境の整備を行うとともに、献血者に必要な情報を提供すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかける。

(4) 県、市町村、血液センター及び医療関係者は、県民に對し、献血の必要性や血液の利用実態等について正確な情報を伝え、各種の普及啓発を実施する。

(5) 県、市町村及び血液センターは、血液製剤の安全性を確保するため、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう様々な広報手段を用いて周知徹底を図る。これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

ア 献血推進キャンペーン等の実施

(ア) 県は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させるなどの利点がある400ml全血採血及び成分献血の推進及び普及のため、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までに「はたちの献血キャンペーン」を実施する他、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活

動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて、県民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

- (イ) 県、市町村及び血液センターは、これらの献血推進活動を実施する。
 (ウ) 県は、市町村等関係機関に対して文書等による事業の協力依頼を行う。
 (エ) 県は、原則として7月の「愛の血液助け合い運動」月間中、県内13市において、各市との共催による街頭献血キャンペーンを開催する。

イ 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発

県、市町村及び血液センターは、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等に対して、ボランティア活動である献血や血液製剤について情報提供を行う。

- (フ) 県は、「ジュニア献血ポスターコンクール事業」として、以下の内容を実施する。

a 将来の献血者確保と一般県民への献血思想の普及啓発を目的として、県教育委員会の協力の下に、中学生を対象とした献血基礎知識の啓発を兼ねたポスターコンクールを実施する。

b 優秀作を用いて作成したポスターを中学校等に配布し、広く県民に対し、献血思想の普及啓発を行う。

- (イ) 県は、「ヤング献血定着促進事業」として、以下の内容を実施する。

a 大学生等編集委員によるキビチーちゃん献血ミュージアムの「キビチーちゃん献血情報」と「献血はてな」を編集作成し、若年層に対して献血の必要性を啓発する。

b 大学生等ボランティアによるキャンペーンを支援し、ボランティア団体の育成及び若年層献血者の増加を図る。

- (ウ) 県及び血液センターは、特に若年層への啓発を効果的に行うため、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含めた様々な広報手段を活用する。

ウ 複数回献血の推進

県、市町村及び血液センターは、複数回献血を推進し、血液製剤の安定供給を図る。

- 県は「複数回献血協力事業所訪問事業」として、以下の内容を実施する。

(フ) 複数回献血協力事業所を対象として、感謝と継続実施を目的とした事業所訪問を行う。

(イ) 献血協力で社会貢献をしている事業所の実態を理解していただくため、高校生ボランティアを1日献血大使として任命する。

エ 啓発資料の作製

平成8年度に作製した献血マスコット「キビチーちゃん」を活用した各種啓発資料を作製・配布する。

2 献血功労等の顕彰

ア 県は、献血事業に功労のあった団体又は個人に対して福島県知事感謝状を贈呈する。

イ 県は、各市町村の協力を得て、国が開催する献血運動推進全国大会における厚生労働大臣表彰等に対し、積極的に該当団体等を推薦する。

3 会議等の開催

県は、適切な時期に、次の会議等を開催する。

ア 平成21年度市町村献血担当課長会議

イ 平成21年度市町村献血担当者等会議

ウ 次年度目標(案)設定会議

4 献血推進協議会の活用

ア 県は、献血推進協議会を開催し、献血事業の課題について協議を行い、献血推進事業の基本となる献血推進計画を策定する。

イ 市町村は、各地域における献血推進協議会や献血推進団体等を活用し、それぞれの地域の実情に応じた献血推進事業について検討する。

5 その他関係団体等による取組み

その他関係団体及び企業等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、献血しやすい環境作りを推進する。

6 血液製剤使用適正化普及事業

ア 輸血療法委員会等の設置の促進

県は、適切な機会をとらえて、県内の医療機関に対して、院内における輸血療法委員会、責任医師の任命及び輸血部門の設置の促進に努める。

イ 血液製剤使用に係わる懇談会の開催

県内における血液製剤使用の現状・問題点等を整理・検討し、その結果に基づき今後の具体的施策を検討するため、懇談会を開催する。

(フ) 血液製剤使用指針等説明会の開催

国が定めた血液製剤使用指針等の周知を図るため、医師等の医療従事者を対象とした説明会及び自己血輸血の普及を図るための講習会を開催する。

(イ) 輸血に関するアンケート調査の実施

血液製剤の使用状況等を調査し、その需要状況を把握するため、病院等を対象に「輸血に関するアンケート調査」を実施する。

(ウ) 福島県合同輸血療法委員会の開催

効果的な血液製剤使用適正化の方策について検討するため、県内の医療機関に設置されている輸血療法委員会の構成員を対象とする合同輸血療法委員会を開催する。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 献血者が安心して献血できる環境の整備

ア 血液センターは、献血者の個人情報保護とともに、採血の業務の管理

を適正に行うこと等により、献血者が安心して献血できる環境の整備を行い、採血時の安全性を確保し、採血時の事故に備える等の措置を講ずる。

イ 血液センサーは、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えぬよう特に留意するとともに、献血者の要望を把握し、献血受入体制の改善に努める。

ウ 県は、血液センサーによるこれらの取組みを支援する。

(2) 血液検査による健康管理サービスの充実

血液センサーは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する。

(3) 献血者の利便性の向上

血液センサーは、安全性に配慮しつつ効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の効果的な運用、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性と安全で安心な献血に配慮した献血の実施に努める。

(4) 血液製剤の安全性の向上のための取組み

県及び保健所を設置する市は、必要に応じ、医療関係者が安全対策を適切に実施するよう指導に努める。

(5) まれな血液型の血液の確保

血液センサーは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、当該献血者に対し、登録の充実を図る。

2 災害時における血液の確保等

(1) 県は、別に定める「福島県防災計画」において、災害時等において血液等が適切に供給されるよう所要の措置を講ずる。

(2) 県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、血液センサーと連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な媒体を活用し、需要に見合った全県的な献血の確保を行う。

(3) 県及び市町村は、災害時において、血液センサー等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。

(4) 血液センサーは、災害時における献血受入体制を構築し、全県的な需給調整等の手順を定め、県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する必要がある。

3 供給体制の整備と在庫管理

(1) 県及び血液センサーは、赤血球製剤等の在庫水準を随時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、血液が適切に供給されるよう必要な措置を講ずる。

(2) 献血推進のための危機管理対応マニュアルは、別に定める。

4 献血推進施策の進捗よく状況等に関する確認・評価

(1) 県及び市町村は、献血推進のための施策の進捗よく状況、血液センサーによる献血の受入れの実績について確認し、その評価を行うことにより、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行う。

(2) 血液センサーは、献血の受入れに関する実績や体制等について評価を行い、献血の推進に活用する。

(藤 森 謙)

公告第百五十一号

福島県主要農作物奨励品種として、次のものを採用し、及び廃止する。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雅 平

一 採用するもの

作物名 品種

大豆 あまひなび

二 廃止するもの

作物名 品種

水稲 ①あまやか

(農業振興課研究開発室)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第16号

道路交通法により指定講習機関として指定した件（平成2年福島県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月27日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

1の表13の項名称の欄から代表者の氏名の欄までを次のように改める。

株式会社富久山自動車教習所	郡山市富久山町福原字町裏38番1	鬼生田 顕 英
---------------	------------------	---------

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第17号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月27日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

1の表有有限会社富久山自動車教習所の項名称の欄から代表者の氏名の欄までを次のように改める。

株式会社富久山自動車教習所	郡山市富久山町福原字町裏38番1	鬼生田 顕 英
---------------	------------------	---------

(運転免許課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年三月二十七日付け定例第千八百六十一号中

二四三	下	一八	単位修得証明書	単位取得証明書
-----	---	----	---------	---------